

安平町行政改革プラン 2022（案）に関する パブリックコメント募集要領

安平町行政改革プラン 2022 の案に対するパブリックコメントの募集手続きについて、以下のとおりといたしますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

1. 意見募集の対象

安平町行政改革プラン 2022（案）

2. 公表する資料

①安平町行政改革プラン 2022（案）

3. 資料の閲覧方法等

- ①安平町役場総務課総務グループ及び住民サービス課住民サービスグループで閲覧することができます。
- ②安平町ホームページに掲載しています。
- ③安平町ホームページをご覧になれない方については、郵送も可能ですので、総務課総務グループまでご連絡ください。

4. 意見の提出方法及び場所

別添の提案書により提出してください。

提案書と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

- ①持参：安平町役場のうち、下記へ提出願います。
 - ・総合庁舎 総務課総務グループ
 - ・総合支所 住民サービス課住民サービスグループ
- ②郵送：安平町役場 総務課へ郵送してください。
- ③ファクシミリ：提案書を下記へ送信ください。
総務課（0145-22-2026）
- ④電子メール：提案書を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。
総務課：soumu@town.abira.lg.jp

5. 意見募集期間

令和4年6月20日（月）～令和4年7月11日（月） 17時15分まで

- ①持参の場合：月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分
- ②郵送の場合：7月11日（月）付けの消印まで有効
- ③ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付（土日、祝日含む）
募集期間の締切日は、17時15分まで。

6. 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住又は通勤・通学している方
- ②町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

7. 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等については、安平町ホームページ及び安平町役場総務課総務グループにおいて公表します。

8. その他

- ① 提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ② 募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱わない場合があります。

9. お問い合わせ先（担当課）

〒059-1595 安平町早来大町 95 番地
安平町役場 総務課総務グループ
電話：0145-22-2511 FAX：0145-22-2026
E-mail：soumu@town.abira.lg.jp